



# 飲食生衛 しづおか



友愛と結束  
秩序と繁栄  
品質、価格、サービス  
食の安全・安心  
SDGsへの取り組み

第108号  
令和8年1月26日発行

発行者

静岡県飲食業生活衛生同業組合

〒420-0034 静岡市葵区常磐町3丁目3-9 静岡生衛会館4階  
TEL: 054(252)5296(代) FAX: 054(252)5279  
URL: http://shizuin-honbu.jp E-mail: sis-honbu@ny.tokai.or.jp

新春を迎え、組合員の皆さまにはますます健勝のことと心よりお慶び申し上げます。平素より本組合の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナ禍を乗り越え、社会全体が本格的に、かつ力強く回復へと歩みを進めた一年であります。観光やイベントが活性化し、街にも活気が戻り、私たち飲食業界にも明るい兆しが見え始めております。

一方で、人手不足や物価高騰、エネルギーコスト上昇など、依然として厳しい経営環境が続いており、柔軟な対応力と新たな工夫が求められています。

本組合では、こうした変化に対応するため、衛生管理や人材育成、経営支援に関するさまざまな事業、研修を開催してまいりました。特に、衛生水準の維持向上と、安全・安心な食の提供は、地域社会からの信頼を得るための基本であります。加えて、デジタル化やキャッシュレス決済への対応、業務の効率化など、次代にふさわしい経営基盤づくりを支援していくことも、重要な使命と考えております。

静岡県は豊かな自然と多様な食文化に恵みます。

新春を迎え、組合員の皆さまにはますます健勝のことと心よりお慶び申し上げます。平素より本組合の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナ禍を乗り越え、社会全体が本格的に、かつ力強く回復へと歩みを進めた一年であります。観光やイベントが活性化し、街にも活気が戻り、私たち飲食業界にも明るい兆しが見え始めております。

一方で、人手不足や物価高騰、エネルギーコスト上昇など、依然として厳しい経営環境が続いており、柔軟な対応力と新たな工夫が求められています。

本組合では、こうした変化に対応するため、衛生管理や人材育成、経営支援に関するさまざまな事業、研修を開催してまいりました。特に、衛生水準の維持向上と、安全・安心な食の提供は、地域社会からの信頼を得るための基本であります。加えて、デジタル化やキャッシュレス決済への対応、業務の効率化など、次代にふさわしい経営基盤づくりを支援していくことも、重要な使命と考えております。

新春を迎え、組合員の皆さまにはますます健勝のことと心よりお慶び申し上げます。平素より本組合の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナ禍を乗り越え、社会全体が本格的に、かつ力強く回復へと歩みを進めた一年であります。観光やイベントが活性化し、街にも活気が戻り、私たち飲食業界にも明るい兆しが見え始めております。

一方で、人手不足や物価高騰、エネルギーコスト上昇など、依然として厳しい経営環境が続いており、柔軟な対応力と新たな工夫が求められています。

本組合では、こうした変化に対応するため、衛生管理や人材育成、経営支援に関するさまざまな事業、研修を開催してまいりました。特に、衛生水準の維持向上と、安全・安心な食の提供は、地域社会からの信頼を得るための基本であります。加えて、デジタル化やキャッシュレス決済への対応、業務の効率化など、次代にふさわしい経営基盤づくりを支援していくことも、重要な使命と考えております。



静岡県飲食業生活衛生同業組合

理事長 浅井雅広

また「食の都」です。私たちはその魅力を発信し、地元食材の活用を通じて地域の活性化に貢献していく役割を担っています。今年も、引き続き農水産業や観光業との連携を深め、地域の食の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。地元のお客様はもちろん、観光で訪れる方々にも静岡の味とおもてなしの心を感じていただけるよう、一人ひとりが努力を重ねていくことが大切です。

が大切です。

また、フードロス削減や環境に配慮した店舗運営など、社会の要請に応える取り組みも欠かせません。飲食業は、地域社会の暮らしを支える重要な産業であり、人と人とのつなぐ「食の力」を通じて、笑顔と活力を生み出す存在です。どんな時代にあっても、お客様の「おいしく」「また来たい」という言葉が、私たちの最大の励みであることに変わりはありません。

新しい年を迎えるにあたり、組合員の皆さまとともに互いに支え合い、学び合いながら、より良い未来を築いてまいりたいと思います。組合としましても、皆さまの経営を支え、業界全体の発展に寄与できるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

結びに、本年が皆さまにとりまして健康と繁栄に満ちた一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年のごあいさつといた

## お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか?



JASRACは、お店でのカラオケ利用をはじめ、さまざまに利用される音楽の著作権を管理しています。JASRACに支払われた使用料は、作詞家・作曲家などに分配され、次の作品を生む糧となります。

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店の経営者の方は、JASRACへ著作権のお手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問い合わせください。

詳しくはこちらに <http://www.jasrac.or.jp>

### 著作権使用料の例

#### ●カラオケ

月額 3,500円 (客席面積33m<sup>2</sup>まで)

#### ●BGM

年額 6,000円 (店舗面積500m<sup>2</sup>まで)

\*別途消費税相当額が加算されます。

**JASRAC® 日本音楽著作権協会 静岡支部**

〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル5F  
Tel.054-254-2621 Fax.054-254-0285

## 令和8年 年頭所感



全国飲食業生活衛生同業  
組合連合会 会長  
齊 藤 育 雄

令和8年の年頭にあたり、全国の組合員の皆さま方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、当連合会の事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インバウンドをはじめとする人々の動きが活発化する昨今となりましたが、飲食業界を取り巻く環境は著しく変化する中、長引くエネルギー価格、原材料費の高騰や賃上げ、人手不足への対応等により経費支出は増加しコロナ以前の状況までに改善されない現状思われます。

また、デジタル化への取り組みが消費者ニーズの多様化や省力化への促進等により、経営の改善に努力が必要とされております。

飲食店営業は、その衛生水準の維持向上、経営の安定と業界振興を図ることは公衆衛生の向上や豊かな国民生活

を築く上で重要です。このため、関係組合の皆さまの果たす役割は今後さらに重要性を増すものと考えます。

全飲連といたしましては、クレジットカード加盟店手数料の引き下げに、かねてより皆さま方と共に取り組みを行ってきました結果、従来の水準よりも大きく改善出来ましたことは組合組織の力と思うところであります。

昨年は全国6ブロックにおいて中小飲食店へのカスタマーハラスマントへの対応等社会問題への取り組みとして組合員の皆さま方への情報提供などの面から積極的に支援して参りましたが、引き続き業界の活性化と発展につなげる努力を重ねていかなければなりません。

このような状況においてこそ、皆さま方と一緒に団結して組合組織の強化・活性化を一層促進させ、飲食業界振興のための各種施策の拡充に積極的に取り組んでいく所存です。

厳しい時代こそ、組合の更なる飛躍と会員各位のご繁栄、ご健勝を心からお祈り申し上げますと共に、本年6月

## 令和8年 知事年頭挨拶



静岡県知事  
木村 康友

昨年は、9月に発生した台風第15号により、中・西部地域を中心に甚大な被害を受けました。被災された皆さまには衷心よりお見舞い申し上げます。

私は就任以来「幸福度日本一の静岡県」を目指す姿に掲げ、県民の皆さま一人一人の幸福実感を重視する「ウエルビーライフ」の視点を県政運営に取り入れ、さまざまな施策をスピード感を持って推進してまいりました。

行政運営におきましては、時代の変化に対応すべく「LGX(ローカル・ガバメント・トランスマネージメント)」を進め、組織全体の意思決定にスピード感を持たせ、より質の高い県民サービスを提供できるよう努めております。

そして、何よりも忘れてはならないのが防災対策です。特に懸念される南海トラフ地震には、万全の備えが必要となります。我々公共がさまざまな形で支援する「公助」に加え、県民の皆さま一人一人が「自助」「共助」の意識を高め、地域全体で災害に強いまちづくりを進めることも大切です。県民の皆さまが安心して暮らせるよう、全力で取り組みます。

さらに、本県が世界に誇るお茶をはじめとする地域産業の振興にも力を入れるほか、空飛ぶクルマのような先進的な事業についても先頭に立つて取り組んでまいります。

経済面では、新たな成長の芽を育むため、国内外からスタートアップを誘致し、既存企業との連携を促すことで本県の経済を一層活性化させ、飛躍・発展に向けて取組を進めます。

また、将来世代に負担を先送りしないよう、財政の健全化にも引き続き取り組み、持続可能な県政運営を実現するとともに、県民の安全安心や、未来に向けた必要な投資はしっかりと確保していくきます。

令和 8 年 1 月 26 日



本年2026年は、静岡県が誕生して150年となる節目を迎えます。県民の皆さまが、郷土である静岡県を誇りに想い、笑顔溢れる日々を重ねていけますように、私は次の100年、その後の先の未来を見据え、県政を力強く、推し進めてまいります。

末筆となりましたら、皆さまにとって新しい年が健やかで実り多きものとなりますよう、心からお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

ウエルビーリング指標を用いた県民幸福度調査により、県民の皆さまの幸福感の現状を把握し、強みはより強く、弱みはしっかりと補強して、より一層幸福実感を高めるための取組を、さらに加速してまいります。県民の皆さまには、引き続き御理解と御支援を  
お願い申し上げます。

## 新年のご挨拶



日本政策金融公庫 静岡支店  
国民生活事業統轄  
鎌田 彰

令和8年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、長引く物価の高騰や賃金の上昇、人手不足、そして米国との関税措置による影響など、生活衛生関係営業の皆さま方にとつて、多くの課題に向き合われた1年だったことと存じます。

も、衛生水準の維持向上と、たゆまぬ努力によつて、地域経済を力強く支えてこられた皆さま方に、心より敬意を表します。

身近な存在である飲食店は、国民の日常生活に密接に関係したサービスや商品を提供され、安全・安心で豊かな暮らしを支える重要な役割を果たされています。また、拡大するインバウンド需要を支える存在としても、その重要性が増しているところです。こうした動きが、新たなビジネスチャンスにつながることを願うとともに、皆さま方が

## 第63回静岡県生活衛生同業組合 大会開催

令和7年11月13日、静岡市・静岡商工会議所会館にて、「第63回静岡県生活衛生同業組合大会」が開催され、大会宣言、大会決議が採択されました。また、当日は静岡県知事表彰などの表彰式が行われました。

理事長挨拶、議長選出の後、第1号議案「上半期事業実施状況及び収支概況報告」、第2号議案「下半期事業の進め方及び重点事業」について審議可決しました。



## 令和7年度 第2回理事会開催

令和7年10月22日、静岡市・バルシエ7階・第一会議室にて第2回理事會を開催しました。

また、第2回理事会の開催に先立ち、講師に全国飲食業生活衛生同業組合連合会・専務理事小城哲郎氏を招き、「飲食業顧客満足度向上経営～障害者差別解消法に基づく接客・取組～」と題して講演を実施しました。

## 第69回定時総代会開催予定

開催日：令和8年5月20日(水)  
会場：三島市・みしまプラザホテル

議題は①役員改選②事業報告③事業計画④表彰式⑤懇親会を予定しています。

なお、定時総代会の開催に先立ち、講師に静岡県立大学 食品栄養科学部食品衛生学研究室 助教・島村裕子氏を招き、講演会を開催する予定です。

**静岡県委託事業 飲食業者・  
営業者向け研修会を開催します！**



研修会日程

演題

「クレーム対応を通して  
スタッフを守り接客の向上を目指す」

講師 飲食店経営支援オフィスあいさボート

代表 江間 久芳氏

時間 各会場とも14時30分より

1月28日(水)沼津市・沼津労政会館

2月3日(火)静岡市・静岡県教育会館

2月4日(水)浜松市・ホテルクラウンパレス浜松

2月24日(火)島田市・プラザおおるり

数年にわたり、新型コロナウイルス感染症対策によって社会活動が停滞していましたが、令和6年3月に訪日外国人数が初めて300万人を超えて以降、令和7年9月まで12ヶ月連続で300万人を超えています。静岡県内

令和7年度の静岡県委託事業は、「地域の方や国内旅行者等の利用者からのご意見（苦情・クレーム）やカスタマーハラスメントに対応していくための取組みモデルの検討」をテーマとして、「飲食店における利用者からのご意見や苦情等への対応」について協議、検討してきました。

【日程 2泊3日】(予定)  
・6月23日(火)  
[新幹線]静岡県内各駅→東京駅→モノレール駅下車→[貸切バス]世嬉の市(昼食・散策)→藤原の郷(見学)→花巻(泊)  
6月24日(水)  
花巻→小岩井農場(昼食・見学)→全国岩手県大会盛岡市民文化ホールに参加

にも多くの訪日外国人が訪れ、多くの方が飲食店を利用していることから、飲食店と利用者との間でトラブルが発生することも多くなっています。  
組合では、静岡県委託事業として、「接客対応向上の推進」の手引書として、「接客対応向上ガイドブック（カスマーハラスメント・クレーム対策）～飲食店スタッフの安全と心を守り、接客対応を向上させるために～」を作成し、研修会を開催します。

## 第63回全飲連 全国岩手県大会・ツアーオンライン案内

令和8年6月24日(水)、「彩食の国」いわて～東日本大震災から15年、復興へのご支援に感謝」を大会キャッチフレーズに「第63回全飲連全国岩手県大会」が岩手県盛岡市・盛岡市民文化ホールで開催されます。

また、同時に全国岩手県大会参加ツアーを企画しますので、多数の皆さまのご参加をお待ちしております。  
6月25日(木)  
盛岡市内(自由散策)→[新幹線]盛岡駅→静岡県内各駅  
なお、大会のみ参加の場合、参加費は27,000円(大会参加費・懇親会費・税込・宿泊なし)です。

令和7年10月30日(木)、静岡県庁本館4階・特別会議室において、中小企業対策連絡協議会、自民党県連役員、静岡県経済産業部、静岡県生活衛生営業指導センター、及び静岡県飲食業生活衛生同業組合などが一堂に会し、「令和8年度静岡県予算に対する要望」、意見交換などを行いました。

まず、中小企業対策連絡協議会会長・良知淳行静岡県議会議員、自民党県連幹事長・鈴木澄美静岡県議会議員より挨拶されたのち、各団体より令和8年度県予算に対して要望が提出され、意見交換を行いました。

静岡県生活衛生営業指導センターから「(1) 地域における保健所行政と生衛組合の連携強化、(2) 生活衛生指導センター職員人件費の早期交付、静岡県飲食業生活衛生同業組合から「(1) 飲食店の食中毒保険への加入義務化、飲食業生衛組合への加入促進、(2) 静岡県委託事業及び生活衛生関係対策補助金の本年度同額確保」が要望されました。

## 自民党県連・自民改革会議 「中小企業対策連絡協議会」の開催

令和7年1月26日(木)

第108号 (4)

## 静岡県生活衛生同業組合の 要請訪問

### 自転車の酒気帯び 罰則強化！

令和7年12月1日、静岡県生活衛生同業指導センター及び生衛業組合が県庁を訪問し、各組合の要望書を提出すると共に意見交換を行いました。

県庁からは米倉健康福祉部生活衛生局長を始め生活衛生課の担当者が出席され、静岡県営業指導センター・久保田理事長、社交・麺類・美容組合の各理事長、ホテル旅館組合の理事長及び専務理事、公衆浴場組合の理事、飲食業組合の理事長及び事務局長が出席し、営業指導センターの田中専務理事が司会を務め、要請訪問が開催されました。

令和6年11月1日より、道路交通法の一部が改正され、自転車の酒酔い運転だけでなく酒気帯び運転にも罰則が設けられました。また、今回の改正により、自転車の酒気帯び運転のみならず、自転車の酒気帯び運転をすることとなる者に対する対し、酒類や自転車を提供する行為（酒類提供・車両提供）

自転車の酒気帯び運転が行われている自転車に同乗する行為についても罰則の対象になりました。罰則は、次のとおりです。

自転車の酒気帯び運転の場合  
違反者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合  
違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者・酒類の提供者・同乗者の場合  
自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自動車の免許資格が停止される可能性  
道路交通法103条1項8号により、下の懲役又は30万円以下の罰金

当組合からは飲食業を営む人の生活衛生同業組合への加入義務化、食中毒賠償保険への加入義務化、令和8年度静岡県委託事業費及び生活衛生関係対策補助金の継続等に係る予算化並びに事業実施を要望しました。

止まる対象となる可能性があります。  
酒類を提供する飲食店側も、お客様が飲酒運転をしないよう、来店時に自動車・自転車で来たかどうかを確認してください。

また、お客様が帰るときには飲酒運転をしないよう毅然とした対応をお願いします。

### 自転車の交通反則通告制度を 動画で解説



令和8年4月から自転車の交通違反に対し、交通反則通告制度（青切符）が導入されます。静岡県警察では、複雑な制度を約10分の動画に集約し、分かりやすく説明しています。ぜひ、ご視聴ください。

動画は、パソコンの場合「静岡県警察ホームページ→交通安全→自転車の交通事故防止について→自転車への交通反則通告制度（青切符）」の導入（自転車ルールブック）に進んでいただくと、視聴できます。

また、左記のQRコードから動画掲載ページに進むことができます。

食の安心・安全が繁盛店へのキーワードです。

イザというときの不安リスクを補償 食中毒賠償共済に必ず加入しよう！

経営の大切な基本です。どこの賠償共済でも、保険でもいいから必ず入ろう。ごひきにしていただいているお客様に対し、恩をアダで返すことの無いよう！



\安いのが魅力 / 毎月、加入できます！

全飲連の食中毒賠償共済

しっかりとした衛生管理がなされていても、もしものときは大切なお客様へ充分な対応を確保できることが経営者としての義務であり、飲食店経営の繁栄と継続につながります。

共済は、組合員の相互扶助で運営。だから掛け金が安いのが魅力です。

エコノミープラン 2025年8月現在

売上げ(年間)	補償限度額	掛金(年間)
5,000万円以下	5,000万円	2,300円
1億円以下		4,900円
1.5億円以下		7,400円

## 「中小企業省力化投資補助金」について

「中小企業省力化投資補助金」とは、中小企業の人手不足解消に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金です。

補助対象者…人手不足の状態にある中小企業等

補助率等…カタログに掲載された製品、設備導入、システム構築等が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに異なります。

- ・従業員数5名以下 2000万円
- ・従業員数6～20名 500万円
- ・従業員数21名以上 1,000万円

※事業終了時に、

- ① 給与支給総額 + 6% 以上
- ② 事業場内最低賃金 + 45円以上

とする計画を策定・申請し、賃上げ要件を達成した場合、補助上限額は次のとおりになります。

- ・従業員数5名以下 300万円
- ・従業員数6～20名 750万円
- ・従業員数21名以上 1,500万円

(例)・清掃ロボット・配膳ロボット・スチーマコンベクションオーブン・券売機・飲料補充ロボットなど

詳細は、中小企業省力化投資補助事業ホームページをご覧ください。



島田市商業者団体連絡協議会天野会長と副会長のさくらい

島田支部

支部長 櫻井 竜太郎

### ◆「しまだあきんどまつり」を開催



我々島田支部が所属する島田市商業者団体連絡協議会は11月7日より1か月間、お客様に金券が当たるスクラッチカードを配る「しまだあきんどまつり」を開催しました。

飲食店組合員、商店街連合の小売店など350店舗が参加し、市内の消費喚起に努めました。経済効果は7,000万円程度を見込み、同時に市が実施しているLIN-Eクーポンとも連動し、大きな動きとなりました。

◆おもてなし部会・静岡県飲食業組合  
袋井支部共催セミナーを開催

袋井支部  
支部長 山田 真

去る11月11日（火）、飲食店を経営する傍ら、社会課題の解決を目的とした団体で活動もされている袋井市議会議員の鈴木功三氏を講師にお招きし、 「まちを変えるソーシャルビジネス」をテーマにセミナーを開催しました。

去る11月11日（火）、飲食店を経営する傍ら、社会課題の解決を目的とした団体で活動もされている袋井市議会議員の鈴木功三氏を講師にお招きし、「まちを変えるソーシャルビジネス」をテーマにセミナーを開催しました。

### スマートを「存じですか？



ゴミの堆肥化には3か月以上の期間を要し、堆肥が完成してから花の栽培に取りかかるため、今年になつてようやくエディブルフラワーや観賞花が出售できる状態になりました。

セミナー参加者には、この数年がかりで栽培されたエディブルフラワーを試供品として1パックお持ち帰りました。

（一社）Pay Forward Shizuokaでは、生分解性の使用済み紙コップを企業から引き取り、それを使って袋井市内の牧場で堆肥を作っています。

でできた堆肥でエディブルフラワー（食用花）や観賞花を栽培し、栽培業務は袋井市と菊川市の就労支援施設に依頼しています。

「Sマーク」は、消費者の皆さまにお店をご利用いただく際の安全・安心の目印です。

お問い合わせは、組合本部事務局まで。

万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

### Safety (安全)

標準的なサービスを提供できるよう、提供する役務の内容・基準を細かに定めています。

### Standard (安心)

標準的なサービスを提供できるよう、提供する役務の内容・基準を細かに定めています。

### Sanitation (清潔)

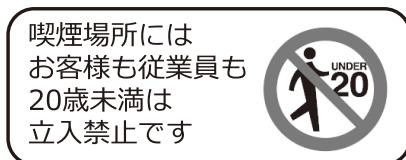
衛生的なサービスを提供できるよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

「Sマーク」は、消費者の皆さまにお店をご利用いただく際の安全・安心の目印です。

# あなたのお店は標識掲示がありますか？



健康増進法により、飲食店の店内は原則「禁煙」です  
また、店内の状況を示す「標識の掲示」が必要です



掲示には届出が必要



■既存特定飲食提供施設※のみ  
経過措置として選択可  
※2020年4月1日時点で営業している客席面積100m<sup>2</sup>以下の経営規模の小さな飲食店

▷ 健康増進法及び静岡県受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策についての詳細はホームページで検索！

静岡県健康増進課ホームページ

静岡県 受動喫煙 検索



## 信用と実績のある組合指定店を活用ください

令和8年1月現在

商社名	代表者氏名	〒	営業所	TEL(上段)・FAX(下段)	取扱品目
(株)リースサンキュー	代表取締役 國武 賢一	410-0813	沼津市上香貫三貫地1173-12	055-931-3939 931-6104	貸おしゃり、 玄関マット業務用雑貨、 厨房用品一般
(株) 謄文堂	代表取締役 内山 賀之	420-0064	静岡市葵区本通4-1-4	054-251-3111 272-0344	各種OA機器、 事務機器、 オフィス家具、文具
損害保険ジャパン(株) 静岡法人営業部 静岡法人支社	支社長 古村 淳	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア2F	054-254-2411 251-7824	保険全般(自動車、自賠責、 火災、傷害総合等)
(株)TOKAIファシリティ営業部		420-0034	静岡市葵区常磐町2-6-8	054-273-4818 273-4949	セキュリティ、 エネルギー、アクア、 情報通信、住宅関連
(株)NEXYZ.東海	社長 斎藤 良悟	420-0857	静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル6F	050-2018-8023 2018-8036	LED、空調機器・ 厨房機器レンタルサービス
(株)大光	代表取締役 社長 金森 武	503-0848	岐阜県大垣市吉宮町227-1	0584-89-7777 89-7333	業務用スーパー・アミカ (浜松、磐田、掛川、浜松上浅田、 静岡清閑、静岡清水、富士、沼津)他
(株)ミツウロコヴェッセル中部	代表取締役 社長 合谷 周一	454-8514	愛知県名古屋市中川区広川町5-1	052-361-8475 361-5980	電力、給油キャッシュレス化 (ENEOS FCカード)他
ゼロイチゼロ(株)	代表取締役 河原崎 剛	430-0838	浜松市中央区角野町300	053-426-1913	急速冷凍機「パラダイムシフト フリーザー」の製造販売

## 日本政策金融公庫融資のご案内（組合員だけの特権です）

(令和8年1月5日改正)

### 生活衛生貸付金利

**3.20%**

(5年以内・担保不要)

**3.3%~3.8%**

(6年以上13年以内・担保不要)

### 振興事業貸付金利

#### 組合員利用の際の設備資金

(振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書提出者)

**2.15%**

(5年以内・担保不要)

**2.25%~3.15%**

(6年以上20年以内・担保不要)

(振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書  
・生産性向上に係る事業計画書 提出者)**2.0%**

(5年以内・担保不要)

**2.1%~3.0%**

(6年以上20年以内・担保不要)

**振興事業貸付は随時受付中**

### 生活衛生改善貸付

#### 設備資金

**2.3%** (10年以内)無担保・無保証人貸付  
(特相員による調査あり)

#### 運転資金

**2.3%** (10年以内)無担保・無保証人貸付  
(特相員による調査あり)

日本政策金融公庫 静岡支店☎054-254-4411 沼津支店☎055-931-5281 浜松支店☎053-454-2341

**ご存知ですか？ 日本公庫の「生活衛生改善貸付」**

「お店の設備を更新したい」、「従業員を増やしたい」、「お店を宣伝したい」などの経営改善を行なう際に、ご利用いただける融資制度「生活衛生改善貸付（衛経）」をご紹介します!!

**Q1 どんな融資制度ですか？**

A 主な特徴は以下のとおりです。

- 無担保・無保証人の融資制度で、法人の代表者保証も不要です。
- 返済期間に関わらず、利率は一定です。
- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下のお店衛生関係営業者の方にご利用いただけます。

**Q2 どのような使いみちで利用できますか？**

A 事業（お店の営業）で必要な設備資金や運転資金にご利用いただけます。（ご利用例）

飲食店	厨房機器の更新資金（設備資金）	300万円
旅館	外壁の塗装工事費用（設備資金）	700万円
美容室	従業員を新たに雇用するための資金（運転資金）	100万円
クリーニング店	チラシの作成等広告費（運転資金）	50万円

**Q3 利用したいときは、誰に相談すればいいですか？**

A ご加入されている生活衛生同業組合、もしくは生活衛生営業指導センター、最寄りの日本公庫の支店へお気軽にご相談ください。

※ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

※最寄りの日本公庫の支店（問い合わせ先）は裏面に記載しています。

組合員のみなさまを応援しています！

経営の安定化に向けてご活用ください！

**日本公庫の  
生活衛生改善貸付**

**「生活衛生改善貸付」とは？**

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

**ご融資額** 2,000万円以内

**ご返済期間** 10年以内（2年以内）  
(うち振返期間)

**利率（注）** 特別利率F

**担保・保証人** 不要（法人の代表者保証も不要）

（注）利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認いただけます。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にお問い合わせください。

**JFC 日本政策金融公庫**  
国民生活事業

**お問い合わせ先** [QRコード]